

## 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、政府、地方自治体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、基本的な感染予防の実施や不要不急外出の自粛、いわゆる「三密」を避けることなどの徹底などにより、自己の感染を回避するとともに、他人に感染させないように取り組んでいる。

こうした中、政府は、令和2年4月7日の関東・近畿・九州圏の7都府県を対象とした「緊急事態宣言」の発令に続き、地域の流行を抑制し、人の移動を最小化する観点から、4月16日には同宣言の対象を全都道府県に拡大した。

新規感染者数の減少傾向などにより、5月14日には39県において同宣言が解除されたが、第2波、第3波による感染拡大（オーバーシュート）や医療崩壊、社会機能の低下が懸念されているところである。

については、一日も早く事態が終息し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を取り戻すため、国においては次の事項について特段の措置を講じること。

### 記

- 1 医療機関をはじめ、介護施設、学校等における医療用・衛生用物資について、速やかに必要数を確保し地方自治体に供給すること。  
また、地方自治体の必要物資調達に要する経費については、適切な財政措置を講じること。
- 2 簡易検査キットの安定供給、特効薬及びワクチンの早急な開発、実用化に向けて、新薬研究を国を挙げて支援し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努めるとともに、安心な医療体制を構築すること。
- 3 感染者の受入れ体制確保に伴う一般患者の受入れ抑制や風評被害による患者の減少等により、収入が減少している公立・民間全ての医療機関に対し、十分な財政措置を講じること。
- 4 医療はもとより、ライフライン、生活必需品の販売、運輸、介護・保育・障害等の福祉分野などにおけるサービス提供を維持するための対策を講じること。
- 5 中小企業等からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟に対応するよう、金融機関や信用保証協会を適切に指導すること。
- 6 学校の臨時休業に伴い、児童生徒の学習に遅れが生じることがないように、国においては、地方自治体を実施する創意工夫をこらした「まなびの支援」に必要な財源について、その全額を国の責任において確保すること。

- 7 新型コロナウイルス感染症に対して、地方自治体が行う感染予防対策やまん延防止対策、経済対策等については、十分な財政措置を講じること。
- 8 地方自治体に影響がある新型コロナウイルス感染症に関する対策や地域活性化のための経済対策については、地方自治体と十分協議し、実施すること。
- 9 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」については、地域の実情に応じ地方自治体が柔軟に活用できるようにするとともに、その規模についてもそれぞれ大幅に増額すること。
- 10 感染者やその家族、また、治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別につながる行為は決して許されるものではないことから、しっかりと病気の特性について国民に説明するとともに、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。
- 11 感染の拡大・長期化は、地域経済に大きな影響を及ぼし、納税猶予等の支援措置によっても地方税収は大幅な減収となるが、その状況は当年度の普通交付税の算定にも影響することから、普通交付税の交付、不交付にかかわらず持続可能な財政運営が行えるよう減収補填特例交付金などにより十分な財政措置を講じること。

令和2年5月20日

全国市長会関東支部